広島県告示第百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、広島市佐伯区湯来町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、広島市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十三年二月二十四日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

上欄			下欄	
大字	字	地番	大字	字
白砂	狐原山	一一五四の三から一一五四の五まで	白砂	古塚
伏谷	大谷	大字白砂字古塚三三一九の一に隣接する道路である市有地の一部		
	上小伏原	三三六七の一部及びこの区域に隣接する水路である市有地の一部		
		三九九の一、三九九の二、四〇一の一、四〇一の二、四〇一の四、四二九の二に隣接する道路・水路である市有地の一部並びに四二八の一に隣接する水路である市有地の全部、四三〇の一の地先の道路である市有地の一部	伏谷	下小伏原
	下小伏原	三三三の一の一部		上小伏原
		二四九の一、二四九の三及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部並びに字大下六二三の一、六二三の二に隣接する水路である市有地の全部		鍛冶屋谷
	大下	六二二、六二三の一、六二三の二に隣接する道路である市有地の全部		
	大谷	一二二六の一、一二二六の三		西竹原